

# 社会保障審議会 総会 会議報告

## 1 日時

平成21年3月24日(火)午後1時30分~午後3時30分

## 2 場所

尼崎市役所 市議会棟 第1委員会室

## 3 出席者

(委員) 松原会長、小西副会長、安藤委員、伊東委員、今西委員、大西委員、加藤委員、川野委員、津田委員、内藤委員、西島委員、藤原委員、前迫委員、松澤委員

(市関係者等) 健康福祉局長、健康福祉局次長、保健部長、福祉部次長、福祉事務所長、企画担当課長、高年福祉担当課長、介護保険課長、介護保険管理担当課長、こども青少年企画課長、社会福祉協議会事務局長、福祉課職員

(傍聴者) 2人

## <議題1>平成20年度における地域福祉計画推進の取組について

(議題1 - (1) 権利擁護ネットワークの状況について)

(委員) 権利擁護のネットワーク構築について来年度以降の取組として、高齢者や児童等の相談部署の統合等、具体的にはどのようなイメージを持っているのか。

(市関係者) 実際に措置等の話になれば県の児童相談所になるが、現在市に家庭児童相談室として相談機能を持っている。具体的な対応としては、児童虐待が中心となっている。しかし、その相談対象者の家庭が、DVの被害を受けている場合等他の福祉施策と関係している場合がある。さらに高齢者がいる家庭等もあり、このような場合、各課の担当者が集まり、知恵を出し合って対応していこうとする。

(会長) 障害の立場から何かありますか。

(委員) 相談件数の数字がカウントされていないようですが、身体障害者が相談に行きにくいということではないですか。我々が話を聞くこともあるが、相談の中で一番多いのは、医療の相談。相談件数であがってこないのは、どういうことでしょうか。

(市関係者) 障害者の対応については、21年度以降、どのように対応していくのか、課題となっています。児童や高齢者はひとつにまとめた。しかし障害については、自立支援法のからみで、非常に専門的な部分が強い。したがって別の形をとらせていただいている。相談体制そのものについては、権利擁護の担当者が、障害福祉課で一定の対応をとっています。

(会長) 高齢者と児童は新しい体制でひとつのくりとなる。その時に各種財産に関すること、悪徳商法に関すること等どこまでが行政としての守備範囲かが見えてこなかったもので、そのあたりについて聞きたい。

(市関係者) 悪徳商法については、消費生活という別の部署があり、障害と同じように対応している。もちろん権利擁護の範囲としては、人権という意味では非常に広い意味になるが、ここでは、虐待と成年後見が大きな部分であると考えています。

(委員) 広報について、広報誌等を通じてという報告があるが、今までどのような広報手段をとっていたか。今後どのような広報手法をとっていくのか。

(市関係者) 今年度、市報あまがさきでは制度説明を行っている。この他、社会福祉協議会を通じて独自にパンフレットを作成し配布しています。

(会長) 権利擁護とは、成年後見とサービスの利用促進が主なものとなるだろうが、自治体によって非常に守備範囲が広いものとなっています。ネットワークの構築等に力を入れていこうとするものと理解しています。その中心は成年後見と虐待になるかと思えます。ひとつ質問したいのですが、相談件数11件というのは、当初予想していた範囲と比べてどのような状況ですか。

(市関係者) 予算的に当初予想していたのは、2~3件でした。

(会長) 件数は、今後増えてくるのでしょうか。

(市関係者) 私たちというよりは、地域包括支援センター等の一義的な相談受付窓口で取り扱う相談件数が増えてくると思えますので、当然件数は増えていくと考えている。

(議題1 - (2) 第2期ほのぼの会議の活動状況等について

(3) 地域福祉計画の改訂に係るアンケートの実施について)

(会長) アンケートの速報について、前回との対比等ポイントを中心に報告してください。

(市関係者) 例えば地域活動を行いやすい範囲について、社会福祉協議会の範囲が活動しやすい場合が42%。続いて小学校の範囲が30%。そして中学校、その他の範囲となっており、町会単位、顔の見える範囲が活動しやすいという状況でした。地域福祉計画を知っているかについては、「知っているが9%、知らないが87%」となっていた。

(会長) 結論として、事務局としては地域福祉計画の認知度が低いので、次の地域福祉計画改定時には反映させていこうとするものだと思います。

(委員) 地域福祉フォーラムについて、40数人という参加者では少ない。広報手段を工夫したほうがよいと思う。

(市関係者) 今回の地域福祉フォーラムについて、当初ほのぼの会議メンバーで考えていたのは、100人程度まで参加してもらえたらよいと思っていました。

しかし実際、友達や関係者を無理に連れて来ることはやめるという話で、いわゆる動員をかけずに行ったもの。広報手段としては、市報に掲載したり、FMで放送したり、チラシを作成して公民館や各種施設にて配布する等の手法を用いました。

(会長) 地域福祉計画の改訂について、どのような予定か。来年度に向けた活動等について、委員の皆さんにご発言いただくという形で進めていきたい。

(市関係者) 現在集約中の市民アンケートの結果を受け、意識がどのように変化しているか等確認し、素案を作成し、庁内推進会議等を経て、新しくなる社会保障審議会の地域福祉専門分科会の中で策定していきたいと考えています。

(会長) 5年程前に私も計画の策定に係ったが、県下で約半分の市町でしか地域福祉計画は作れていない。その方法として市民の会議をベースに、庁内の会議を活用し、横断的に作っていくチームを用いて策定するという大変先進的な取り組みをした。・市民・事業者・社会福祉協議会が参画協働し、改訂していくことが望ましい。

(委員) 地域福祉は、全体的なことしか記載していないので、分かりにくい。分かり易いように検討してほしい。

(委員) 現行の尼崎市の地域福祉計画をどう評価するかがポイントになるかと思います。課題問題点は、色々あると思うが、つながりがあるはず。地域の活動が具体的にどのような動きがあり、どこまで、どうしてきたかがよく分からない。個々のケースの具体的な内容を深めて考えていく。そうすれば、本来あるべき姿などが見えてきて、きっとそこまでしないと、障害、高齢、成年後見であるとか、虐待であるとか、いわば問題や課題に着目し、対策を考えていくのでは不十分である。

## <議題2> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改訂について

(委員) 高齢者の虐待について、把握はどのようにされているか。子どもについては、通告制度があるがお年寄りの場合はどのようになっているのか。よく分からないので教えていただきたい。

(市関係者) 高齢者の虐待に関して、地域包括支援センターが総合相談、権利擁護の相談窓口となっています。市民の方から通告等を受けた場合、地域包括支援センターに連絡する、または、一緒に動き、現場に行き、状況を確認しています。警察のほうから連絡が入って連携して対応していく場合もあります。

(委員) 高齢者虐待が疑われる場合、その加害者として想定されるのは、家族とされます。その場合にどのように通告なり、地域包括支援センター等のシステムに乗せることができるかということをお聞きしたいのです。

(会長) 医師の守秘義務と通告の関係は、どのような体制や行政との連携ができるのかということでしょうか。

(委員) 虐待の話もありましたが、現状では、虐待等の通告は地域包括支援センターに話をする。そして地域包括支援センターから調査に行く。これが現状、実態になっていると思います。そして警察との連携も一定確保されていると思います。

(委員) ひとつは、高齢者虐待防止推進協議会等を市町村が設置し、運営する場合がありますが、保健師等のいろんな職種の方が集まり、対応を協議していきます。しかし現状あまり機能しているとは言いがたい場合があります。ただ問題は、児童と比較すると、非常に深刻な事態が起きている。地域包括支援センターと行政の権限と責任の問題になります。

(会長) 児童虐待に関して、高齢者虐待に反映できるような助言があればお願いしたい。

(委員) 高齢者虐待について、児童と同じように本当の意味で力を入れて対応していくには、より通告義務等を明確にしなければならないと思います。

(市関係者) 通告としては、我々のほうに連絡いただいても構いませんが、明らかに虐待が疑われる場合には、警察に通告しても一定の対応は可能であると思います。

(会長) 介護保険の関係で何かご意見ありますか。

(委員) 介護保険の関係で、地域包括支援センターについて、民間が行っているのでも、社協や各種団体に話を持っていけない、指示ができない状況に陥っているのではないかなと思う。したがって地域包括支援センターの指導方法を徹底してほしい。

### <議題3> 中核市移行に伴う新たな社会保障審議会について

(会 長) この審議会のあり方について事務局から説明等ありましたが、各委員の皆さん何かご意見等ありますか。

(出席者意見なし)

(会 長) では、本日の議題全般、その他何か意見等ありましたら、まだご発言をいただいている委員の皆さんを中心にどうぞ。

(委 員) 尼崎労働者福祉協議会と代表して会議に出席させてもらっていますが、働く我々も仲間の福祉の向上、活性化に努めているところです。そして元の話に戻りますが、あまがさき地域福祉計画に基づく活動そのものが、我々の活動と趣旨、目的に合致すると思います。我々もタイアップして、一緒にできることはしていきたいと思う。

(委 員) 地域福祉の推進に関しまして、人がいて予算があって、工夫ができる、大事なところをしっかりと、ポイントを絞って進めていく必要があると思います。そして目標がしっかりあるほうが、進めていきやすいと思います。

また、PTA の代表としまして、子どもの福祉に関して児童や高齢者の虐待の話がありました。大分制度は整ってきているとは思いますが、母子家庭、父子家庭が増えています。さらに高齢者と子どもだけの家庭等、複合化してきていますが、この点についても問題であると思っております。また、社協の話で活動しやすい範囲として、小学校区という話もありましたが、小学校区も子どもの数等により見直しになってきております。範囲が広くなったり、狭くなってきたりと流動的な状況です。さらに社協の加入率の問題や後継者の問題等もよく聞きますが、地域福祉を考えるうえでは、非常に奥の深い話であると改めて感じました。また、PTA の代表として、意見等を反映していきたいと思っております。

(委 員) 高齢者の見守りについて、高齢夫婦世帯で奥さんが入院して、ご主人が介護するようになった事例の検討について、地域包括支援センターの方や市の住宅課の方、また保健師に訪問にさせていただいたことがあります。今、保健師さんの訪問や活動について、高齢者の方については地域包括支援センターに任せているのか等、保健師の役割について教えていただきたいと思っております。

(委 員) 私は企業の代表として出席させていただいているが、もっと企業にも協力できる部分があると思う。例えば地域福祉に関して広報の話があったが、企業の中で広報について支援できるのか検討していく余地はある。

もう一点は、介護保険制度について、法律に不備はあるかと思っておりますが、高齢者虐待の問題に関しても、市独自にもう少し専門的に検討していただきたいと思っております。そして、もう少し会議があってもよいのではないかと思います。

(委 員) 子どもの虐待に関しては通告義務等の法整備がここ何年かで非常に進んできていると思います。しかし、高齢者の虐待に関しては、まだまだ不十分なところもあるようで、介護する側、受けている側、それが長期化する場合等、本当に深刻になっているものと思います。色々課題はあると思いますが、早急に尼崎の実態を把握して対応していただきたいと思っております。

(市関係者) 保健師の訪問活動、分野はかなり広まっています。今、地域保健担当が担っておりますが、精神保健担当、さらに母子保健等相当、広範囲になっています。

(副会長) 社会保障、社会福祉の構造改革、介護保険法の改正等が言われるようになり、もう10年になる。一方で制度的にも色んな変化も生じている。社保審も新たな仕組みとなり、その他介護(成年後見)等新たな担当もできるようなので、今よりも分析的に皆さんで検討できるような仕組みや方向性を共有し、この社保審ができればリードできるようになればよいかと考えています。

(会 長) 事務局から何かありますか。

(事務局) 次年度から事務局も福祉課に移りますので、よろしく願いいたします。

(会 長) ありがとうございました。以上を持ちまして閉会いたします。

以 上